

公益社団法人静岡県看護協会ホームページリニューアル業務及び管理業務委託仕様書

1 **業務名** 公益社団法人静岡県看護協会ホームページリニューアル業務及び管理業務

2 **業務期間** 契約締結の日から令和8年3月27日(金)まで

3 業務目的

公益社団法人静岡県看護協会（以下「協会」という。）を効果的にアピールするとともに、会員向けに事業及び協会の情報等を発信するために、また協会の職員が簡単に編集・更新を行うことができ、安全な運用が可能となるセキュリティを備えたホームページを新たに構築する。

4 業務内容

(1) ホームページの構築に係る環境整備

- ア SSL 証明書を取得し、全てのページで暗号化通信に対応すること。
- イ 構築するサーバは業務受注者が用意するものとし、レンタルサーバを利用すること。
- ウ レンタルサーバについては、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して、信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする。
- エ 外部からの不正アクセスや内部からの不正操作に対して、十分なセキュリティ対策を講ずること。
- オ コンピュータ、サーバについては、十分なウイルス感染防止策を講ずること。

(2) ホームページ機能要件

- ア 各種ブラウザで適切に表示されるものであること。また、レスポンス対応とし、パソコン、タブレット、スマートフォン等の各種端末でも最適に表示されるようにすること。
- イ SNSを活用した情報発信や動画サイトのコンテンツへの挿入に対応できるようにすること。
- ウ SEO（検索エンジン最適化）対策を行うこと。

(3) ホームページのデザイン

- ア ホームページでは、トップページのほか、以下の情報を発信するページのデザインを行う。
 - a 協会の概要
 - b 会長の部屋
 - c 協会が実施する事業の情報
 - d 協会が実施する研修の情報
 - e 協会からのお知らせに関する情報
 - f お問い合わせ先情報（問い合わせフォームを含む）
- イ 各ページについては、会員からの「わかりやすさ」「使いやすさ」という点を重視し、協会の魅力が伝わる見せ方や構成を提案すること。

ウ 他県看護協会のホームページ等も参考に、協会のコンセプトを念頭に置いた構成、デザインを提案すること。

エ 全体のページ数は 60 ページ程度を予定しているが、最終的なページ数は協会（以下「発注者」という。）及び受注者双方で協議の上、決定する。

オ ホームページに掲載する写真については、発注者及び受注者で協議し、決定する。発注者が所有している写真、文書等で提供が可能なものについては提供する。

カ 受注者は、発注者が提供する画像やデータ等の素材のほか、受注者が用意する素材も使用することができる。ただし、当該素材の使用に関する著作権や肖像権など権利に関する手続きは、受注者が行うこととする。この場合において、第三者から著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(4) トップページ、メニューページ等のデザイン及びテンプレートの設計・制作

ア トップページ及び各ページのデザインと仕様は統一性のあるものとする。

イ 利用者が必要とする情報へ容易にアクセスできるよう配慮すること。

(5) CMSの導入及び構築

ア 専門的知識を持たない職員であっても、簡易にホームページの情報を更新できるシステムを導入し、更新頻度の高いページについては担当職員が随時情報の更新や新規追加ができるようにすること。

イ 利用マニュアルを作成するとともに、必要に応じて担当職員に操作説明を行うこと。

ウ CMSはオープンソースソフトウェアも可とするが、運用開始後に受注者においても十分なサポートができるものに限ること。また、オープンソースソフトウェアを使用する場合は、脆弱性に十分な対策を行うこと。

(6) 独自提案

業務目的に資すると思われる提案等があれば、積極的に提案すること。ただし、その場合に必要なる予算は見積金額に含めること。

5 成果品

受注者は、委託業務終了後に以下の成果品を提出すること。

(1) 協会ホームページ一式

(2) 協会ホームページリニューアル業務委託作業完了届

(3) ホームページのサイトマップ。各ページの概要書（電子データ一式）

(4) ホームページ作成に要したデータ一式

(5) 担当者向け操作マニュアル（電子データ一式、印刷物 5 部）

6 その他

(1) 委託料上限以外に、打合せ時に発生する費用は受注者の負担とする。

(2) 成果物の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

- (3)業務を通じて得た情報は、業務に供する目的以外には利用しないこと。また、情報等の守秘義務を履行し、第三者には開示しないこと。
- (4)受注者は、自らの責任により、本業務による発注者、利用者又は第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うこととする。
- (5)本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方が協議の上、定めるものとする。